

川崎市上下水道局規程第 19 号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和 32 年川崎市水道部規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「第 17 条の 3 第 5 項」の次に「、第 19 条第 6 項」を加える。

第 10 条第 1 項中「又は」を「、」に改め、「第 17 条の 3 第 5 項」の次に「又は第 19 条第 6 項」を加える。

第 17 条の 4 第 2 項中「週休日等以外の日の午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、次のただし書を加える。

ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合には、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

第 17 条の 4 第 3 項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした前項の勤務は、第 1 項の勤務とみなす。

（1）第 1 項の勤務をした後、引き続いて前項の勤務をした場合

（2）前項の勤務をした後、引き続いて第 1 項の勤務をした場合

別表第 4 中

「

場長（３種の場合を除く。）

」

を

「

場長（３種の場合を除く。）

経営戦略・危機管理室の料金・使用料制度担当の担当課長

」

に改める。

第３号様式を次のように改める。

なお、報告書には取得したことの証明となる書類等の写しを必ず添付すること。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。